

産業廃棄物処理施設設置等に係る立地等に関する基準

第1 趣旨

この基準は、北名古屋市産業廃棄物処理施設の設置等の指導に関する条例（平成18年北名古屋市条例第122号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置等に係る立地等に関し、事業者等が遵守すべき必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

第3 最終処分場

1 立地環境

(1) 事前協議書の提出時において、次の諸条件を満たすこと。

ア 住宅、店舗その他これらに類する建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。ただし、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建物に係る土地の境界からの距離は、おおむね100メートル以上であること。

イ 住宅、店舗その他これらに類する建物に係る宅地の開発予定地（北名古屋市宅地開発行為等に建築等に関する指導要綱（平成18年北名古屋市指導要綱第82号）の適用対象であって、かつ、関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

ウ 河川又は池沼からの距離は、おおむね50メートル以上であること。

(2) 次の場所を原則として含まないこと。

ア 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所

イ 都市計画法による住居及び商業の用に供する場所として定められている地域

ウ 文化財保護を図る必要のある場所

エ 優良農地として保全を図る必要のある場所

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が最終処分場として不相当と認める場所

(3) 最終処分場までの使用道路の条件

ア 幅員は、大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の退避所が設けられること。

イ アに掲げるもののほか、必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 関係者の承諾等

(1) 関係地域自治会等の承諾

最終処分場予定の土地からおおむね300メートル以内の土地を含む自治会等地元組織の代表者の承諾を得られること。

(2) 予定地の土地権利原等

ア 最終処分場予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

イ 最終処分場予定の土地までの搬入道路（県道、市道を除く。以下同じ。）の管理者から、産業廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾を得られること。

(3) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分場予定の土地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、最終処分場の計画区域からおおむね10メートル以上離れている場合を除く。）の土地所有者（農地の場合は、耕作者を含む。）から、埋立処分をする産業廃棄物の種類、埋立方法等について承諾を得られること。

(4) 水路等の管理者等の承諾

放流水（雨水、湧水を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。）、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。ただし、放流水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

(5) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合は、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(6) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場（跡地利用を含む。）に係る苦情等の処理（補償及び賠償を含む。）を責任をもって行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

3 前2項に掲げるもののほか、最終処分場の立地等に必要なことについて指示された場合は、これらを満足させることができること。

4 構造及び維持管理

- (1) 放流水の水質の維持管理基準は、別表に定めるところによる。
- (2) 前号に定めるもののほか、最終処分場の構造及び維持管理の基準については、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年4月1日施行）に定める例による。

5 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合は、関係法令等の許可が得られるものであること。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

1 立地環境

- (1) 事前協議書の提出時において、次の諸条件を満たすこと。
 - ア 学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建物に係る土地の境界からの距離は、おおむね100メートル以上であること。
 - イ 住宅、店舗その他これらに類する建物に係る宅地の開発予定地（北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。
- (2) 次の場所を原則として含まないこと。
 - ア 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
 - イ 当該施設が建築物又は第一種特定工作物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
 - ウ 文化財保護を図る必要のある場所
 - エ 優良農地として保全を図る必要のある場所
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が中間処理施設又は再生利用施設に係る土地として不相当と認める場所
- (3) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件
 - ア 幅員は、搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の退避所が設けられること。
 - イ アに掲げるもののほか、その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 関係者の承諾等

(1) 関係地域自治会等の承諾

中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地からおおむね200メートル以内の土地を含む自治会等地元組織の代表者の承諾を得られること。

(2) 予定地の土地権利等

ア 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権利が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

イ 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、産業廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾を得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水（雨水、湧水を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。）、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。ただし、放流水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

3 前2項に掲げるもののほか、中間処理施設又は再生利用施設の立地等に関して必要なことについて指示された場合は、これらを満足させることができること。

4 構造及び維持管理

(1) 放流水の水質の維持管理基準は、別表に定めるところによる。

(2) 前号に定めるもののほか、中間処理施設又は再生利用施設の構造及び維持管理の基準については、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に定める例による。

5 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合は、関係法令等の許可が得られるものであること。

第5 積替え、保管施設

1 立地環境

(1) 事前協議書の提出時において、次の諸条件を満たすこと。

ア 学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建物に係る土地の境界からの距離は、おおむね100メートル以上であること。

イ 住宅、店舗その他これらに類する建物に係る宅地の開発予定地（北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。

(2) 次の場所を原則として含まないこと。

ア 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある

区域又は場所

- イ 当該施設が建築物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- ウ 文化財保護を図る必要のある場所
- エ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- オ アからエまでに掲げるもののほか、その他市長が積替え、保管施設に係る土地として不相当と認める場所

(3) 積替え、保管施設に係る土地までの使用道路の条件

- ア 幅員は、搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の退避所が設けられること。
- イ アに掲げるもののほか、その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 関係者の承諾等

(1) 関係地域自治会等の承諾

積替え、保管施設に係る予定の土地からおおむね200メートル以内の土地を含む自治会等地元組織の代表者の承諾を得られること。

(2) 予定地の土地使用者等

ア 積替え、保管施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類、積替え、保管方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

イ 積替え、保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、産業廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾を得られること。

3 前2項に掲げるもののほか、積替え、保管施設の立地等に関して必要なことについて指示された場合は、これらを満足させることができること。

4 構造及び維持管理

積替え、保管施設の構造及び維持管理の基準については、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に定める例による。

5 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合は、関係法令等の許可が得られるものであること。

附 則

この基準は、平成18年3月20日から施行する。